

## 出版契約書（電子配信）

著作物名 \_\_\_\_\_

著作者名 \_\_\_\_\_

著作権者名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という）  
とは、上記著作物（以下「本著作物」という）に係る出版その他の利用等につき、以下のとおり合意する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲（著作者）

住 所

氏 名

印

乙（出版権者）

住 所

氏 名

印

### 第1条（出版権の設定）

- （1） 甲は、本著作物の出版権を乙に対して設定する。
- （2） 乙は、本著作物に関し、日本を含むすべての国と地域において、第2条第1項に記載の行為を行う権利を専有する。
- （3） 甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

### 第2条（出版権の内容）

- （1） 出版権の内容は、本著作物を、電子出版物として複製し、インターネット等を利用し公衆に送信する（本著作物のデータをダウンロード配信すること、ストリーミング配信等で閲覧させること、および単独で、または他の著作物と共にデータベースに格納し検索・閲覧に供することを含むが、これらに限られない）こととする。なお、それらの方法により本著作物を利用することを「出版利用」といい、出版利用を目的とする本著作物の複製物を「本出版物」という。

- ( 2 ) 前項の利用においては、電子化にあたって必要となる加工・改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加すること、プリントアウトを可能とすること、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。
- ( 3 ) 甲は、第 1 項の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。

### 第 3 条 ( 甲の利用制限 )

- ( 1 ) 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物について、前条に定める方法による出版利用を、自ら行わず、かつ第三者をして行わせない。
- ( 2 ) 前項にかかわらず、甲が本著作物の全部または一部を、甲自らのホームページ ( ブログ、メールマガジン等を含む。また甲が所属する組織が運営するもの、あるいは他の学会、官公庁、研究機関、情報リポジトリ等が運営するものを含む ) において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。
- ( 3 ) 甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。
- ( 4 ) 本著作物の紙媒体出版としての利用または DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体 ( 将来開発されるいかなる技術によるものをも含む ) に記録したパッケージ型電子出版としての利用については、甲は乙に対し、優先的に許諾を与え、その具体的条件は甲乙別途協議のうえ定める。

### 第 4 条 ( 著作物利用料の支払い )

- ( 1 ) 乙は、甲に対し、本著作物の出版利用に関し、別掲のとおり部数等の報告および著作物利用料の支払いを行う。
- ( 2 ) 乙が、本著作物の全部または一部を納本、贈呈、批評、宣伝、販売促進、業務等の目的で電子的に利用する場合には、著作物利用料が免除される。

### 第 5 条 ( 本出版物の利用 )

- ( 1 ) 甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、本出版物の電子データもしくは本出版物の制作過程で作成されるデータの利用を、乙の事前の書面による承諾なく行わず、第三者をして行わせない。
- ( 2 ) 前項の規定は、甲の著作権および甲が乙に提供した原稿 ( 電磁的記録を含む ) の権利に影響を及ぼすものではない。

### 第 6 条 ( 著作者人格権の尊重 )

乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。

### 第 7 条 ( 発行の期日と方法 )

- ( 1 ) 乙は、本著作物の完全原稿の受領後 \_\_\_\_ ヶ月以内に、第 2 条第 1 項の全部またはいずれかの形態で出版を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が出版に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- ( 2 ) 乙は、価格、宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定する。

#### 第 8 条（修正増減への対応）

著作者からの修正増減の申入れに対しては、その時期および方法について甲乙協議のうえ決定する。

#### 第 9 条（改訂版・増補版等の発行）

本著作物の改訂または増補等を行う場合は、甲乙協議のうえ決定する。

#### 第 10 条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約の日から満\_\_\_\_カ年とする。また、本契約の期間満了の3カ月前までに、甲乙いずれかから書面をもって終了する旨の通告がないときは、本契約は、同一の条件で自動的に継続され、有効期間を\_\_\_\_カ年延長し、以降も同様とする。

#### 第 11 条（契約終了後の送信）

本契約有効期間中に読者に対する送信がなされたものについて、乙（第 2 条第 3 項の再許諾を受けた第三者を含む）は、当該読者に対するサポートのために本契約期間満了後も、送信を行うことができる。

#### 第 12 条（締結についての保証）

甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。

#### 第 13 条（内容についての保証）

- （ 1 ） 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害しないこと、および本著作物につき第三者に対して出版権、質権を設定していないことを保証する。
- （ 2 ） 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と費用負担においてこれを処理する。

#### 第 14 条（二次的利用）

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

#### 第 15 条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第 16 条（不可抗力等の場合の処置）

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、または本契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

#### 第 17 条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によりその違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されない場合には本契約の全部または一部を解除することができる。

#### 第 18 条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の締結・履行の過程で知り得た相手方の情報を、第三者に漏洩してはならない。

第 19 条（個人情報の取扱い）

- （ 1 ） 乙は、本契約の締結過程および出版業務において知り得た個人情報について、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則って取扱う。なお、出版に付随する業務目的で甲の個人情報を利用する場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。
- （ 2 ） 甲は、乙が本出版物の製作・宣伝・販売等を行うために必要な情報（著作権・書誌情報の公開を含む）を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

第 20 条（契約内容の変更）

本契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じても、甲乙間の書面による合意がない限りは、その効力を生じない。

第 21 条（契約の尊重）

甲乙双方は、本契約を尊重し、解釈を異にしたとき、または本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第 22 条（著作権等の侵害に対する対応）

第三者により本著作物の著作権が侵害された場合、または本契約に基づく甲または乙の権利が侵害された場合には、甲乙は協力して合理的な範囲で適切な方法により、これに対処する。

第 23 条（特約条項）

本契約書に定める条項以外の特約は、別途特約条項に定めるとおりとする。

（別掲）著作物利用料等について

著作物利用料	部数等の報告、支払方法およびその時期
電子出版について	